

1. 「雇用調整助成金」の特例措置等の延長について

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（1/29現在）での予定となります。

(1) 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置等の延長

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金等」という。）については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで（※1）現行措置を延長する予定です。

※1 緊急事態宣言が2月7日に解除された場合、3月末まで。

(2) 特に業況が厳しい大企業への雇用調整助成金等の助成率引上げ

今般の緊急事態宣言に伴い、緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等に対しては、雇用調整助成金等に係る大企業の助成率を最大10/10に引き上げることとしています。これに加え、生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業に関して、当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで、雇用調整助成金等の助成率を以下のとおり最大10/10とする予定です。

- ・ 解雇等を行わない場合の助成率
10/10（これまでの特例措置の助成率3/4）
- ・ 解雇等を行っている場合の助成率
4/5（これまでの助成率2/3）

【お問合せ先】

- ・ 雇用調整助成金
職業対策課（022-299-8063）

 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター（0120-221-276）
-

2. 準備を始めましょう！来年4月1日から、中小企業にも女性活躍推進法が義務化されます。

同法により、常時雇用する労働者の数が101人以上300人以下の事業主についても、女性活躍にかかる一般事業主行動計画の策定・届出及び自社の女性活躍に関する情報公表を行う義務が生じます（現在は努力義務）。

行動計画の策定にあたっては、自社の女性活躍に関する状況を把握した上で、課題分析を行う必要があります。

厚生労働省では、状況把握から課題分析、一般事業主行動計画の策定・届出まで一貫した支援（個別企業訪問、オンラインどちらも可）（委託事業）を行っています。

今から準備を始めておきましょう。

【中小企業のための女性活躍推進事業】（委託先）
LEC（東京リーガルマインド）「女性活躍推進センター」東日本事務局（0120-982-230）

【女性活躍推進法について】
雇用環境・均等室（022-299-8844）

3. 就職氷河期世代を対象とした企業向け採用活動支援セミナーの開催について（委託事業）

いわゆる就職氷河期世代は、概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎え、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代で、その中には希望する就職ができず、現在も様々な課題に直面している方がいます。

こうした就職氷河期世代の方を採用した企業の事例や職場定着のノウハウを紹介するセミナーを下記の通り開催いたします。「今まで若い世代の採用のみ行ってきた」という企業の方、ぜひご参加下さい。

■日時：令和3年2月17日（水） 14:00～16:00
会場：仙台サンプラザ（1Fローズ）
仙台市宮城野区榴岡5-11-1
※オンラインでも同時開催します。
（Zoom使用）

【お申し込み・お問合せ先】
「令和2年度就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」事務局

4. 令和2年1月～12月の労働災害発生状況

労働災害発生状況の概要（速報値）

令和2年における県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数（速報値）は2,165人と、令和元年12月末速報値と比較して、0.8%減少しています。主要業種においては、建設業、飲食店等の接客娯楽業、小売業において2桁の減少率であり、特に建設業は2割近い減少（△18.7%）となっています。

また、死亡者数は13人と、2019年12月速報値と比較して、23.5%減少しています。

死傷災害を分析すると、「(1)年代別では、50歳代が最多の26.4%で、50歳以上が全体の50.9%を占めている。(2)事故の型別では、転倒が25.4%、墜落・転落が17.7%、腰痛等動作の反動・無理な動作が12.5%と、この3つで全体の55.6%を占めている。(3)起因物別では、足場等仮設物・構築物・建設物等が24.2%、各種機械が20.1%と、この2つで全体の44.3%を占めている。」ことが分かります。

各事業者におかれても、自社あるいは関係業種のヒヤリハットを含めた労働災害情報を分析・評価し、実効ある安全衛生対策を進めていただくようお願いいたします。

詳細については、宮城労働局ホームページ「統計情報」に掲載しています。

●統計情報（安全衛生・労働災害関係）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/123/12315.html>

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

5. 各級管理者等、健診実施結果の報告をお忘れではありませんか？

労働安全衛生法では、事業者は、事業場の業種や規模に応じて、安全衛生管理活動を推進・管理する役割を担う「総括安全衛生管理者」、「安全管理者」、「衛生管理者」、「産業医」を選任し、監督署あて報告することが義務付けられています。

また、健康確保のために実施する健康診断やストレスチェックについても、事業場の規模や作業内容に応じて、その結果を監督署あて報告するとともに、当該結果を踏まえて適切な事後措置を講じることとされています。

労働災害防止対策の基本は、各級管理者等による安全衛生管理体制の確立、健康診断等の実施による的確な労働者の命と健康の確保のための取組です。

監督署への報告を含めて、法定事項が適切に行われているかをご確認いただき、未報告の場合には、必要な対応を図っていただいた上、速やかに報告いただくようお願いいたします。

なお、押印を求める手続の見直しにより、令和2年12月25日付けで健康診断結果、各級管理者選任等の報告書の様式が改正されています。詳しくは、厚生労働省ホームページを御覧ください。

●安全衛生関係主要様式（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzeneisei36/index.html

【お問合せ先】健康安全課(022-299-8839)

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

-
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
 - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
 - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。

- ・携帯メールには対応していません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
